

随意契約理由書

1 業 務 名	FEA を用いた橋の設計法に関する検討業務
2 業 者 名	一般財団法人 阪神高速先進技術研究所
3 随意契約理由	本業務は「阪神高速道路構造物の維持管理に関する調査研究業務（2019 年度）」における「FEA による設計高度化検討」、および「阪神高速道路構造物の建設および維持管理に関する調査研究業務（2020 年度）」における「FEA を用いた応答評価法の検討」に継続する一連の検討を実施するものである。 本業務の目的は、FEA を用いた応答照査法の提案に向け、過年度に（直線橋を対象とした FEA 結果から）提案した応答の抽出方法の適用性を評価すること、抽出した応答の取扱いを分析することにある。 上記過年度業務は、一般財団法人阪神高速先進技術研究所（以下、「当該研究所」という。）が実施してきている。本業務は、過年度業務の経験、知識をもとに高度な課題に取り組む継続的検討を行うものである。そのため、過年度業務の受注者である当該研究所以外の者では本業務の目的を達成することができないと認められる。 また、検討にあたっては過年度業務と同様に、有識者による委員会を組織し、難易度の高い技術的課題に対して、委員会審議を踏まえながら検討を行うこととしている。 したがって、本業務を行うにあたっては、 ① 鋼橋の FEA 手法及び評価方法の検討に関して技術的知見を有していること。 ② 当社の技術審議会※と一貫した検討が可能な有識者委員会を組織できること。 （※: https://www.hanshin-exp.co.jp/company/kigyou/council/index.html）が求められる。 当該研究所は、 ① 「阪神高速道路構造物の維持管理に関する調査研究業務（2019 年度）」、「阪神高速道路構造物の建設および維持管理に関する調査研究業務（2020 年度）」において、一連の検討を実施してきており、鋼橋の FEA 手法及び評価方法に精通し、高度な検討を実施できる。 ② 当社技術審議会の委員および顧問をメンバーに含めた技術委員会を長年にわたり組織、運営し、鋼構造物に関する高度な課題を継続的に審議しながら検討を実施している。 ことから、本業務を実施するために必要な要件を備えている。 以上より、当該研究所が契約相手先として唯一の相手方となるため、阪神高速道路株式会社契約規程第 2 条第 2 号の規定により、一般財団法人阪神高速先進技術研究所と随意契約するものである。 以 上 阪神高速道路株式会社契約規程第 2 条第 2 号の規定による。